

2018年6月10日作成
2018年11月24日改訂
2019年3月16日改訂
2019年10月6日改訂
2021年9月4日改訂
2022年3月1日改訂

第1章 総則

第1条：名称

本委員会は、日本血栓止血学会血友病診療連携委員会（The Japanese Hemophilia Network Committee）と称する。

第2条：目的

血友病およびその類縁疾患患者（以下、血友病患者等）を診療している我が国の施設の連携体制を構築し、日常診療を居住地近くの施設で受けることができるという利便性を損なうことなく、それぞれの患者が、最適かつ必要な個別的・包括的ケアを受けられるようにすることを目的とする。

第3条：事業

本委員会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 血友病等に関する情報の収集と提供
2. 血友病患者等の症例相談
3. 血友病患者等が血友病診療ブロック拠点病院（以下、ブロック拠点病院）あるいは血友病診療地域中核病院（以下、地域中核病院）に定期的に受診できる体制の構築
4. 血友病患者等のケアに関わる医師以外の職種の支援
5. 血友病患者・医療者連携懇談会の定期的開催による情報交換

第4条：事業の実施方法

1. 前条の事業を実施するにあたり、都度ワーキンググループを編成して、プロジェクトの実施にあたる。
2. 当該ワーキンググループが事業の実施にあたり謝金を支払うべきと判断した場合は、その資金源を明確にし、その対象者と金額を決定する。
3. 中央運営協議会により前項を審議、承認後当該ワーキンググループ代表者は、日本血栓止血学会謝金内規の改正につき日本血栓止血学会規約委

員会に依頼する。

4. 当該ワーキンググループと日本血栓止血学会事務局は日本血栓止血学会謝金内規の定めるところにより事業の実施にあたり謝金を支払う

第2章 構成

第5条：委員

本委員会の委員は、中央運営協議会の委員ならびにブロック運営協議会の議長および副議長をもって構成される。

第6条：施設

本協議会は、次の施設から推薦された代表者等により構成される。

1. ブロック拠点病院
2. 特殊機能型病院
3. 地域中核病院
4. ブロック拠点病院、特殊機能型病院ならびに地域中核病院の認定要件については別途定める。

第7条：施設認定、認定更新、認定解除

1. ブロック拠点病院、特殊機能型病院、地域中核病院の認定を希望する施設は、中央運営協議会が設置する施設認定審査会の審査を受けたのち、中央運営協議会の承認を得て認定される。但し、初回の審査に限り、日本血栓止血学会学術標準化委員会血友病部会（以下、血友病部会）がこれを代行する。
2. ブロック拠点病院、特殊機能型病院、地域中核病院は認定年度に関わらず、2023年から5年ごとに実施される認定の更新を行わなければならない。認定の更新は中央運営協議会の承認を得て更新される。
3. ブロック拠点病院、特殊機能型病院、地域中核病院は、辞退した場合もしくは中央運営協議会において不適切であると認定された場合、認定を解除される。なお、認定の解除は、当該施設が地域中核病院認定基準に対して著しく逸脱している場合に、中央運営協議会での議論にて判断する

第3章 協議会

第8条：協議会

本委員会の会務を執行するために次の協議会と審査会をおく。

1. 中央運営協議会
2. ブロック運営協議会
3. 施設認定審査会

第9条：中央運営協議会

1. 中央運営協議会は、本委員会委員長、本委員会副委員長、全ブロック拠点病院から推薦された医師各1名（以下、代表者）、全特殊機能型病院の代表者1名、地域中核病院の代表者の中から推挙された若干名、看護師2名、医師ならびに看護師以外で血友病患者等のケアに関わる医療者1名、血友病患者等2名をもって構成される。
2. 中央運営協議会に議長と副議長を置く。
3. 定期中央運営協議会は、年1回議長が招集する。
4. 中央運営協議会委員の半数以上が出席しなければ本協議会を開き、議決することができない。
5. 監事は中央運営協議会に出席し、意見を述べるができるが議決には加われない。
6. 議長が必要と認めたときは、臨時中央運営協議会を招集することができる。
7. 地域中核病院の代表者の中から推挙された若干名、看護師2名、医師ならびに看護師以外で血友病患者等のケアに関わる医療者1名、血友病患者等2名の変更は、前任者と血友病診療連携委員会委員長が協議の上、血友病診療連携委員会委員長が後任を推薦し、中央運営協議会で承認して決定する。

第10条：ブロック運営協議会

1. ブロック運営協議会は、それぞれのブロックに所在するブロック拠点病院の代表者と、全地域中核病院の代表者、全特殊機能型病院の代表者、当該ブロックに属する中央運営協議会委員（ただし、患者・家族委員を除く）をもって構成される。
2. ブロック運営協議会に議長と副議長を置く。
3. ブロック運営協議会委員の半数以上が出席しなければ本協議会を開き、議決することができない。
4. ブロック運営協議会は、適宜、議長が招集する。

第11条：施設認定審査会

1. 施設認定審査会は、中央運営協議会委員の中から選任された医師若干名、看護師1名、血友病患者等1名をもって構成される。
2. 血友病患者診療施設からブロック拠点病院あるいは地域中核病院認定の申請があったとき、別に定める基準にそって適格性を審査し、中央運営協議会に上申する。

第4章 役員等

第12条：役員

本委員会に次の役員をおく。

- | | |
|---------------|----|
| 1. 委員長 | 1名 |
| 2. 副委員長 | 1名 |
| 3. 監事 | 2名 |
| 4. 中央運営協議会議長 | 1名 |
| 5. 中央運営協議会副議長 | 1名 |

第13条：役員を選任

1. 委員長は、血友病部会員の中から日本血栓止血学会（以下、本会）理事会で選任する。
2. 副委員長は、本会理事の中から理事会で選任する。
3. 監事は、運営協議会委員以外の中から、理事長が委嘱する。
4. 中央運営協議会議長は、中央運営協議会委員の互選で選出し、理事会の承認を得る。
5. 中央運営協議会副議長は、中央運営協議会議長が指名し、理事会の承認を得る。
6. ブロック運営協議会議長は、当該ブロックに所在するブロック拠点病院の代表者が務める。当該ブロックに複数のブロック拠点病院が所在する場合は、ブロック拠点病院の代表者の協議により選任する。
7. ブロック運営協議会副議長は、ブロック運営協議会議長が指名する。

第14条：役員等の職務

1. 委員長は本委員会を代表し、全国的な会務を統括する。
2. 委員長が病気、事故などで職務を遂行できない場合は、副委員長が職務を代行する。
3. 中央運営協議会議長は、中央運営協議会の会務を統括する。副議長は、議長が職務を遂行できない場合に職務を代行する。
4. ブロック運営協議会議長は、それぞれのブロック運営協議会の会務を統括する。副議長は、議長が職務を遂行できない場合に職務を代行する。
5. 中央運営協議会およびブロック運営協議会の委員はそれぞれの協議会を組織して、会務について審議する。
6. 監事は会務および会計を監査する。

第15条：役員任期

1. 役員任期は2年とするが、再任を妨げない。但し、委員長の任期は2期

(4年) までとする。

第5章 経理

第16条

1. 本委員会の会計処理は本学会の会計処理基準に則る。

第6章 補則

第17条：会則の変更

本委員会内規の変更は中央運営協議会において出席者の過半数の議決を得て発議し、本会理事会の承認を得なければならない。

第18条：事務局

本委員会の事務局は、本会事務局に置く。

第19条：付則

1. 本委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
2. 本委員会の内規は平成30年1月27日から施行する。